



伝統ある人々の活動を残していきたい

歴史的建造物を復原し、まちづくりにいかしたい

地域の歴史を活かしたまちづくりを進めてみませんか？



良好な歴史的風致の損失を食い止めたい

歴史的に価値の高い建造物を周辺の歴史的な市街地と併せて維持したい

地域の歴史的な風情、情緒を活かしたまちづくりを支援する制度が創設されました

歴史まちづくり法 「まちづくり行政」と「文化財行政」の連携により、ハードとしての建造物とソフトとしての人々の活動を合わせた「歴史的風致」を後世に継承するまちづくりを進めるため、平成20年5月に文部科学省(文化庁)、農林水産省、国土交通省の共管の法律として制定。



歴史的風致維持向上計画

市町村が歴史まちづくり法の下での制度を活用するためには、国の定める「歴史的風致維持向上基本方針」に基づいて以下の事項を含む「歴史的風致維持向上計画」を策定し、国の認定を受ける必要があります。

- ❖ 歴史的風致の維持及び向上に関する方針
- ❖ 文化財の保存又は活用に関する事項
- ❖ 歴史的風致形成建造物の指定の方針
- ❖ 重点区域の位置及び区域
- ❖ 歴史的風致維持向上施設の整備又は管理に関する事項
- ❖ 計画期間 等

なお、弊社にて実施した国交省へのヒアリングにおいては、計画の認定評価は相当に厳しいものであることが示唆されています。そこで、弊社では、認定を得るために以下の点に重点を置くことを提案いたします。

- ❖ 市町村における「歴史的風致」の定義を明確にする
- ❖ ハード・ソフトの歴史的資源の徹底的な把握を図り、位置関係も併せて整理する
- ❖ 重点区域の設定にあたり、十分な根拠を理論立てて説明する

弊社の支援内容

歴史的風致維持向上計画策定にあたって、弊社では以下のような支援をさせていただきます。

- ❖ 文化財・文化財候補の徹底的な洗い出し及び地図化
- ❖ 文化財及びその周辺環境の調査・分析
- ❖ 歴史的風致の維持向上の方針の検討
- ❖ 重点区域設定にあたってのストーリーづくり
- ❖ 住民意向把握のためのワークショップ等運営支援
- ❖ 歴史的風致維持向上地区計画（住宅地の規制のまま歴史的建造物を飲食店や工房等に活用できる）の策定支援



お問い合わせ先

昭和株式会社

(本社)

〒102-0093

東京都千代田区平河町1丁目7番地21号

<http://www.sho-wa.co.jp>

弊社は全国48箇所に支店・支社・営業所を構えています。お気軽にご連絡ください。